

県文審第4号
平成23年3月14日

徳島県教育委員会
委員長 佐藤 盛仁 殿

徳島県文化財保護審議会
会長 丸山 幸彦



文化財の指定について（答申）

平成23年2月8日付け教文第806号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適当と認めますので、ここに答申いたします。

（指定を答申した文化財）

種別	名称	員数	所在地	所有者及び管理者
有形文化財 (考古資料)	矢野遺跡土製仮面	一点	徳島県板野郡板野町 犬伏字平山86番2	徳島県 徳島県立埋蔵文化財総合 センター

(1) 文化財の概要

矢野遺跡土製仮面は、平成4年度から10年度にかけて発掘調査が行われた徳島市国府町の矢野遺跡で、平成8年度に出土した。ややいびつな円形で平板な粘土板に、顔面が明瞭に表現され、装着のための穿孔などはない。縄文時代の土製仮面は、全国で約120点が出土しているが、分布の中心は関東から東北にかけてである。矢野遺跡は最西端に位置し、かつ現段階では最古級と考えられ、遺存状態も良好であることから、全国的にみても貴重な資料である。

土製仮面は祭祀に用いられたと考えられており、縄文時代における阿波地域の人々がどのような精神生活を営んでいたかを知る上で重要であり、学術的な価値が高い。

(2) 指定基準

徳島県指定文化財指定基準（有形文化財の指定基準・考古資料の部の1）に該当

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で、学術的価値の特に高いもの